



令和元年5月10日
自動車交通部

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する処分について ～貸切バスの事業停止処分～

一般貸切旅客自動車運送事業者である「株式会社 きらめき 代表取締役 城戸昭生」に対し、石川運輸支局が平成30年10月23日に監査を実施したところ、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されたことから、北陸信越運輸局は、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 処分の年月日
令和元年5月8日
2. 処分対象の事業者及び営業所（所在地）
株式会社 きらめき（石川県金沢市本町2丁目4番1号）
本社営業所（石川県小松市津波倉町ハ38）
3. 監査実施の端緒
苦情申告により、違反事実が確認されたため。
4. 処分の内容
本社営業所の事業の停止
事業の停止33日間（営業所に所属する全ての事業用自動車（13両）の使用停止を含む）
令和元年5月10日から令和元年6月11日まで
・この処分により付された違反点数は56点。（累積違反点数は56点）
5. 主な違反の概要
別紙のとおり

（問い合わせ先）

自動車運送事業安全監理室

TEL 025-285-9164（担当 猿谷（サルヤ）、蝶名林（チョウナバヤシ））

<p>自家用自動車を使用して営業類似違法行為を行っていた。</p> <p>【営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 事業の健全な発達を阻害する競争】</p> <p>道路運送法第30条第2項</p>
<p>自動車車庫の位置並びに収容能力の事業計画変更認可を受けていなかった。</p> <p>【事業計画の変更認可違反】</p> <p>道路運送法第15条第1項</p>
<p>点呼の記録を一部保存していなかった。</p> <p>【点呼の記録義務違反】</p> <p>道路運送法第27条第3項 (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)</p>
<p>運行引受書を一部保存していなかった。</p> <p>【運送引受書の写しの保存義務違反】</p> <p>道路運送法第27条第3項 (旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第2項)</p>
<p>乗務等の記録を一部保存していなかった。</p> <p>【乗務等の記録義務違反】</p> <p>道路運送法第27条第3項 (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項、第2項)</p>
<p>運行記録計による記録を一部保存していなかった。</p> <p>【運行記録計による記録義務違反】</p> <p>道路運送法第27条第3項 (旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)</p>
<p>運行指示書を一部保存していなかった。</p> <p>【運行指示書の保存義務違反】</p> <p>道路運送法第27条第3項 (旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第2項)</p>
<p>運転者に対する一般の指導及び監督が不適切であった。</p> <p>【運転者に対する指導監督義務違反】</p> <p>道路運送法第27条第3項 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)</p>
<p>事業用自動車の定期点検整備を一部実施していなかった。</p> <p>【定期点検整備等の未実施】</p> <p>道路運送法第27条第3項 (旅客自動車運送事業運輸規則第45条)</p> <p>道路運送車両法第48条</p>